

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 4092  
20年10月2日(金)  
Tel・Fax 095-828-1953

# 休暇に関しては丁寧な対応を

おはようございます。  
10月に入りました。  
この時期の昼間は汗ばむ陽気ですが、朝晩は冷え込み昼間との温度差は10度近くあります。  
季節の変わり目なので体調管理には気をつけましょう。

先月、長崎を襲った台風10号は各地に被害をもたらしました。  
予想では過去最大級の台風ということもあり、集配部では9月4日(金)の時点で9月6日(日)の午後から9月7日(月)まで特別休暇を決定しました。それに伴い職場では「9月7日は年休を承認されているがどうなるのか？週休や非番の社員はどうなるのか？」などの声も多く聞かれました。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員に正社員化を。

ゆめが、均等待遇、なげんし差別！ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ！

請したことがない社員がほとんどではないでしょうか。

そもそも、特別休暇は社員と期間雇用では基準が異なります。

社員だけの基準である結婚や配偶者の出産時に付与される休暇もこの特別休暇です。

今回の台風10号接近による特別休暇は「風水震災その他非常災害による交通遮断」に該当し、期間はその都度所属長において必要と認める期間となっていて全社員共通の基準です。



休暇の承認関係というと先に承認された休暇が優先されます。

簡単に言えば勤務指定の変更は行わず、年休や計画年休(以下計年)はそのままで、勤務の人だけが特別休暇となります。今回は1日半付与された社員と1日も付与されな

かった社員がいたなど明暗を分けました。



その他の特別休暇も同様の取り扱いですが忌引きに関してはその期間中の年休は付与されなかったものとし、別の日に変更する事が出来ます。因みに忌引きも全社員共通の基準です(以前、期間雇用社員には忌引きがないと言った管理者もいました。)

また、休暇といえば最近、「計年を飛ばされた」という社員の話をよく耳にします。本人の了解を得ての変更なのか、勝手に変更したのかは定かではありませんが：

計年とは前年度、前々年度の年次有給休暇の残りで最大20日間、年度初頭に社員の請求により予定をたて所属長が付与するとなっています。付与の仕方1例を挙げれば、前々年度の計年

は11日までは社員からの請求に基づいて、その年度の5月から順次各月において1日ずつ割り振り付与するとなっています。

肝心の計年の変更についてですが、所属長が必要と認めた時は年度内に付与する事を条件に変更ができるとなっています。とは言え、休暇に関しては人それぞれで事情が異なります。特に用事も



なく、勤務指定作成者の課長に一任している社員もいれば予定がビッシリで休暇の変更はできない社員もいます。

基本的には、計年は4月の早い時期に、1年間の休む予定として本人が希望し、指定するものです。当然、最優先で与えなければならぬもので、管理者は最善の努力をしなければなりません。安易な「計年飛ばし」時季変更権の使用は認められません

メルカリ便の料金が変更になりました。

10月1日よりメルカリ便の配送料金のうち、ゆうパケットとクロネコヤマトのネコポスが改定となりました。

昨日までの旧料金ではゆうパケットが175円で、ネコポスが195円でした(全国一律)

それが今回の新料金では、ゆうパケットが25円上がって200円(サイズ変更なし)、逆にネコポスは20円下がって175円になりました。(しかも厚さも2.5cmから3センチにサイズアップします)

旧料金ではサイズ、料金、共にゆうパケットの方がお得でしたが新料金ではサイズの若干の違いはありますがネコポスの料金が安くなっています。ゆうパケットはポストに入らないことも多く、手間のかかる商品で、現場では赤字だとの声も大きかったです。これから価格競争を挑まず適正な運賃設定を求めます。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。